様式第１－１号　（チャレンジ型）

総合評価落札方式条件付一般競争入札公告

年　月　日

岩手県知事　○○○○
（公所長　○○○○）

１　工事概要

（１）工 事 名　　○○○○工事

（２）工事場所　　○○○地内

（３）工事内容　　○○○○

（４）工　　期　　○○○日間（○年○月○日限り）

（５）予定価格　　○○○,○○○円（税抜）

２　入札等の予定日時

（１）入 札 日 時　　○年○月○日（○）午前９時から午後５時まで

（２）開札予定日時　○年○月○日（○）午前・午後○時○分

３　入札方式

（１）本工事は、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする総合評価落札方式（チャレンジ型）による条件付一般競争入札の対象工事である。

（２）本工事は、電子入札の対象工事であり、対応についての詳細は「県営建設工事に係る電子入札実施要領」（平成17年1月12日付け総務第838号）による。

（３）本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の条件付一般競争入札の対象工事である。

４　入札参加資格

（１）○・○年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の○○工事○級に登録されている者で、○○広域振興局（○○、○○、○○）、○○広域振興局（○○、○○、○○）の区域に建設業法に基づく主たる営業所又は○○広域振興局（○○、○○、○○）、○○広域振興局（○○、○○、○○）の区域（○○県内）に建設業法に基づく営業所を有すること。

（２）○年４月１日以降に、元請（又は一次下請）として（△△における）施工数量○○m3以上の○○工事を施工した実績を有すること。

（３）次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として１に示した工事に専任で配置できること。ただし、専任補助者を配置する場合における主任技術者又は監理技術者については、施工経験に関する基準を除く。

ア　１級○○工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

イ　○年４月１日以降に、元請(又は一次下請)として（△△における）施工数量○○m3以上の○○工事を施工した経験を有すること。

ウ　○○工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有すること。

エ　13に示す入札参加資格確認書類の提出期限の日前３か月以上継続して雇用している者であること。

（4）専任補助者を配置する場合は、（3）の基準を満たす者を専任補助者として配置できること。
（5）○○工事業に関する特定建設業の許可を有していること。
（6）その他　　○○○
5　入札保証金　　免除
6　入札参加申請書等の受付期限及び提出方法
（1）入札参加申請書
　入札参加希望者は、（3）アに掲げる条件付一般競争入札参加申請書（条件付一般競争入札実施要領様式第３号。以下「入札参加申請書」という。）を提出すること。
（2）総合評価技術提案書等
　入札参加希望者は、価格以外の評価を行うために必要な（3）イ及びウに掲げる資料（以下「総合評価技術提案書等」という。）を提出すること。
（3）提出書類
　ア　様式第３号　　：入札参加申請書
　イ　様式第２号　　：総合評価技術提案書
　ウ　様式第２－○号　　：チャレンジ型（○○用）（総合評価技術提案書に添付して提出する資料）
　なお、様式はホームページ（https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/index.html）に掲載していること。
（4）受付期限及び提出方法
　（3）に掲げる提出書類は、岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により○年○月○日（○）午前９時から○年○月○日（○）正午までに提出すること。なお、紙入札参加承諾願を入札担当課等の長に提出し受理された場合又は入札担当課等の長から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、○年○月○日（○）正午までに岩手県○○○　○○○に持参のうえ提出すること。
　なお、提出する電子ファイルの容量の上限は３ＭＢとし、これを超える場合には、発注者にあらかじめ電話連絡し、入札参加申請書のみを電子入札システムで提出したうえで、総合評価技術提案書等を○年○月○日（○）正午までに岩手県○○○　○○○に持参のうえ提出すること。
（5）　（3）に掲げるすべての書類（入札参加申請書及び総合評価技術提案書等）を提出できない場合は、入札に参加できないこと。
7　入札説明書の配付
　入札説明書は、ホームページで配付する。なお、入札参加希望者は、本工事に申請しようとするときは、ホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。
8　設計図書及び契約条項の閲覧
　設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、ホームページの入札情報公開サービスにより行う。なお、入札情報公開サービスでの閲覧可能期間は、開札日の電子入札システム稼働時間内までとする。
9　質問書の受付及び回答方法
　設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。ＦＡＸによる提出可）により○年○月○日（○）午後５時までに16（1）に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し○年○月○日（○）午後５時までにＦＡＸによる送信又はホームページ若しくは入札情報公開サービスへの掲載により行う。
10　入札書の提出方法
（1）入札書及び工事費内訳書（総括）は、電子入札システムにより２（1）の入札日時に提出すること。ただし、紙入札参加承諾願を入札担当課等の長に提出し受理された場合又は入札担当課等の長から紙入札

に切り替える旨の指示があった場合は、２(１)の入札日時に岩手県○○○　○○○に持参のうえ提出すること。

（２）入札に関する詳細は、総合評価落札方式条件付一般競争入札心得によること。

11　工事費内訳書の提出

（１） 入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成すること。

（２）入札に当たっては、内訳書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書（総括）（条件付一般競争入札実施要領様式第８号）を入札書に添付して提出すること。なお、添付されていない場合等には開札時に入札を無効とすること。

（３） 内訳書及び工事費内訳書（総括）と入札金額は一致させること（内訳書で積算した工事価格（税抜）の千円未満の端数処理を除く。）。なお、一致しない場合は、13 の資格審査時に入札を無効（資格不適格）とすること。

12　総合評価点算定基準

別紙のとおり

13　資格審査時等の提出書類

（１）開札後、発注機関から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して２日目の日（休日を除く。）の午後５時までに入札参加資格確認調書（条件付一般競争入札実施要領様式第９号）に確認書類を添えて持参のうえ提出すること。

（２）開札後、発注機関から技術提案評価項目Ａに係る確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して２日目の日（休日を除く。）の午後５時までに確認書類を持参のうえ提出すること。

14　落札者決定の方法

本工事は、有効な入札を行った入札者について、12 により算定した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

15　その他

（１）この公告に係る契約は、岩手県議会において当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

（２）本工事は、低入札価格調査制度を適用する。なお、低入札価格調査制度による数値的判断基準及び失格基準の判定に当たっては、判定基準の適用区分(△△)を適用する。

（３）入札参加申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日付け建振第 281 号）に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

（４）入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

（５）入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

（６）その他詳細については、総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕及び総合評価落札方式条件付一般競争入札（チャレンジ型）説明書に示すとおりとする。

16　照会先

（１）一般的事項

○○部○○＜電話　○○○-○○○-○○○○（直通）ＦＡＸ　○○○-○○-○○＞

（２）総合評価技術提案書に関する事項

○○部○○＜電話　○○○-○○○-○○○○（直通）＞

(別紙(チャー１))

総合評価点算定基準（チャレンジ型：土木系）

１　工事名	工事
２　評価点の算定基準	(1) 評価方法：チャレンジ型 総合評価点算定基準（加算方式） 総合評価点＝価格評価点＋技術評価点 価格評価点＝100×（１－ $\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}$ ） 入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて算定する。 (2) 技術評価点（チャレンジ型 15 点） 技術評価点＝A(10 点)　×　１．５ （A：技術提案評価項目A） (3) 技術提案評価項目Ａ：チャレンジ型（土木系） (4) 企業の施工能力における同種・類似工事の設定 同種工事：○○○ 類似工事：○○○ (5) 地域精通度等における工事箇所の振興局等管内及び市町村 振興局等管内：○○○ 市　町　村：○○○
３　技術提案様式	1) 様式第２号 2) 様式第２－１号

(別紙(チャー２))

総合評価点算定基準（チャレンジ型：土木系以外）

１　工事名	工事
２　評価点の算定基準	(1) 評価方法：チャレンジ型 総合評価点算定基準（加算方式） 総合評価点＝価格評価点＋技術評価点 価格評価点＝100×（１－ $\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}$ ） 入札価格が調査基準価格を下回った場合は、入札価格を調査基準価格に置き換えて算定する。 (2) 技術評価点（チャレンジ型 15 点） 技術評価点＝A(10 点)　×　１．５ （A：技術提案評価項目A） (3) 技術提案評価項目Ａ：チャレンジ型（土木系以外） (4) 企業の施工能力における同種・類似工事の設定 同種工事：○○○ 類似工事：○○○ (5) 地域精通度等における工事箇所の振興局等管内及び市町村 振興局等管内：○○○ 市　町　村：○○○
３　技術提案様式	1) 様式第２号 2) 様式第２－２号

様式第１－２号

総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕

１　入札参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。

（２）建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項の規定による許可を受けていること。

（３）法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から１年７月）を経過していないこと。

（４）法第28条第３項又は第５項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、入札参加申請書提出の日から落札決定の日までの間にその処分の期間が経過していない者でないこと。

（５）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。

（６）入札参加申請書提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日付け建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）受注を希望する工事に、入札参加資格確認書類の提出期限の日現在において申請者と公告に示す期間以上の雇用関係にある者（法に定める経営業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を主任技術者又は監理技術者として専任（公告において専任を求めない場合を除く。）で配置できること。

（８）電子入札対象工事においては、電子証明書を取得し、岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により利用者登録を行っている者であること。

（９）役員等（個人である場合のその者、法人である場合の法第５条第３号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第３条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(10) 経常建設共同企業体にあっては、「経常建設共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準」（平成 27 年３月 23 日付け総務第 232 号）による。

２　不正又は不誠実な行為がある場合等の取扱い

上記の入札参加資格要件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加資格を認めないことがある。

（１）不正又は不誠実な行為があること。

（２）経営状況が著しく不健全であると認められること。

（３）県営建設工事について施工成績が著しく不良であること。

（４）安全管理の状況が県営建設工事の受注者（以下「受注者」という。）として不適当であると認められること。

（５）労働福祉の状況が受注者として不適当であると認められること。

（６）その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められること。

３ 入札参加手続等

（１）入札参加申請と事前確認

本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の対象工事であるが、入札公告に示す期限までに条件付一般競争入札参加申請書（条件付一般競争入札実施要領様式第

３号。以下「入札参加申請書」という。）及び総合評価技術提案書を提出して、登録資格及び営業所所在地等の充足状況など基本的な入札参加資格要件の確認を受けた者でなければ入札に参加できないこと。

なお、入札参加申請書及び総合評価技術提案書（入札公告で示す総合評価技術提案書に添付して提出する資料を含む。）の補正については、入札参加希望者から申出があり、かつ、受付期限までに補正が可能な場合のみ認めるものとする。

（２）技術提案書の提出

総合評価技術提案書の作成には真摯に取り組むこと。

（３）設計図書等の閲覧等

ア　本工事に係る設計書、図面、仕様書及び契約条項等（以下「設計図書等」という。）は、次の方法により閲覧できるものとする。

（ア）設計書、図面、仕様書

発注機関が入札公告で示す方法において、閲覧できるものとする。

（イ）契約条項等

ホームページ（https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/index.html）に掲載する。

イ　ホームページへの掲載期間、閲覧できる場所・期間は、入札公告に示すとおりとする。

ウ　設計図書等に対する質問及び回答

（ア）設計図書等について質問がある場合は、入札公告に示す期間内に発注機関に質問書を提出することができる。なお、一般的事項に関しては、電話又は口頭により照会して差し支えない。

（イ）質問書に対する回答は、入札公告に示す期間までに、書面又は電子入札システム等で閲覧することとし、質問者への直接回答は原則として行わないものとする。

（４）入札方式並びに開札の日時及び場所

入札書の入札方式は、電子入札又は紙入札のいずれか指定された方式により提出するものとし、開札の日時及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

（５）入札参加資格要件の審査

開札後、落札者とするため必要がある者について入札参加資格要件の審査を行う。

４ 入札方法等

（１）入札書及び工事費内訳書（総括）の提出等

ア　入札書及び工事費内訳書（総括）（以下「入札書等」という。）の提出期限及び提出方法は、入札公告に示すとおりとする。

イ　質問回答において、積算に関わる事項を示すことがあるので、質問回答を閲覧のうえ、入札書等の提出を行うこと。

ウ　入札書等の提出は、指定された方法としなければならない。

エ　電子入札対象工事の入札において工事費内訳書（総括）を入札書と併せて提出することを求められた場合は、電子入札システムにより入札書提出時に電子ファイルとして添付し、提出すること。

オ　提出期限を過ぎて到着した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。

カ　一度提出した入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めない。

キ　入札執行回数は、１回とする。

ク　落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）開札

ア　開札は、入札公告に示す開札日時、場所において行うものとする。

イ　電子入札にあっては、発注機関の電子入札システムにより、対象工事の電子ファイルを開くことにより行う。ただし、対象工事に紙入札がある場合には、当該入札書を入札公告に示す日時、場所において開札を行い、その内容を電子入札システムにより入力した後に、対象工事の電子ファイルを開くものとする。

ウ　開札は公開とし、希望があれば入札参加者以外の立会いも認めるものとする。
エ　開札後、落札者の決定を保留し、低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成15年１月28日付け総務第1100号。以下「低入札要領」という。）第５の規定による失格基準価格により失格と判定された者（以下「低入札失格者」という。）を除き、予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高い者（以下「落札候補者」という。）から３番目の者までの入札者（以下「上位３者」という。）を公表のうえ、落札候補者から順に資格審査を行ったうえで、後日落札者を決定する旨を入札参加者に通知するものとする。この場合において、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者（以下「低入札者」という。）が落札候補者となるときは、上位３者（全員が低入札者である場合は、低入札者ではない者のうち総合評価点が最上位の者及びその者よりも総合評価点が上位の低入札者（低入札失格者を除く。））を50音順に公表するとともに、資格審査の後、低入札要領に基づき調査を行う旨を併せて通知するものとする。

５　落札者の決定方法

（１）予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者で総合評価点の最も高い者を落札者とする。

（２）低入札価格調査制度による調査基準価格に満たない入札において、調査対象者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

（３）総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて入札参加資格の審査を行う順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、電子入札対象工事の入札にあっては、電子入札システムに装備されている電子くじにより決定するものとする。

６ 入札参加資格の確認等

（１）入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、落札候補者は、次に掲げる書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）を持参により提出しなければならない。なお、資格確認の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除いて、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

ア　入札参加資格確認調書（条件付一般競争入札実施要領様式第９号）
イ　工事費内訳書（入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書）
ウ　建設業の許可通知書の写し
エ　配置予定技術者の資格、雇用関係及び施工経験等を確認できる書類
オ　入札参加資格で求める施工実績を確認できる書類
カ　経営事項審査の総合評定値通知書の写し
キ　その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類

（２）技術提案評価項目Ａの確認手続

開札後に、落札者とするための技術提案評価項目Ａの確認を行うため、落札候補者は、次に掲げる書類（以下「技術提案評価項目Ａ確認書類」という。）を持参により提出しなければならない。ただし、当該落札候補者以外に有効な入札を行った者がいない場合は、書類の提出は求めないものとする。なお、確認の結果、落札者が決定したときは、既に技術提案評価項目Ａの確認を受けた者を除いて、他の入札参加者の技術提案評価項目Ａの確認は行わない。

ア　公告で求める企業の施工能力を確認できる書類
イ　公告で求める配置予定技術者の要件を確認できる書類
ウ　公告で求める地域精通度を確認できる書類
エ　その他技術提案評価項目Ａの確認のため必要と認める書類

（３）入札参加資格確認書類及び技術提案評価項目Ａ確認書類の提出方法及び提出場所

入札公告に示す入札担当課等へ提出すること。

（４）提出期限

入札参加資格確認書類及び技術提案評価項目Ａ確認書類の提出を求められた日の翌日から起算して２日目の日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第１号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後５時までとする。

（５）入札参加資格確認調書の記載内容の補正等

ア　入札参加資格の確認に際し、落札候補者から入札参加資格確認調書に記載した施工実績又は配置予定技術者を変更したい旨の申し出があり、入札参加資格確認調書の記載内容の補正が必要と認められた場合（軽微な補正を除く。）は、１回に限り入札参加資格確認調書の差替え等を認めることができるものとする。

ただし、（１）イの工事費内訳書については、一度提出した後の差替え等は認めないものとする。

イ　入札参加資格確認調書の差替え等を認めた場合であっても、入札参加資格確認書類の提出期限の変更（延長）は行わないものとする。

（６）入札参加資格要件の確認に基づく落札の可否については、落札候補者から入札参加資格確認書類が提出された日から起算して原則として３日以内（休日を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合、調査基準価格に満たない入札があった場合等はこの限りでない。

（７）（６）の審査の結果、入札参加資格要件を満たさないと認められた落札候補者には、入札参加資格要件不適格通知書により通知する。なお、当該通知を受理した者は、当該通知の日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に、県営建設工事入札契約苦情対応要領（平成15年７月30日付け総務第497号）の規定に基づき苦情を申し立てることができる。

（８）落札候補者が提出期限内に入札参加資格確認書類又は技術提案評価項目Ａ確認書類を提出しないとき、若しくは落札候補者が入札参加資格の審査のために発注機関の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

７　工事費内訳書の提出

開札前又は開札後において、入札書に記載されている入札額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書の提出を求めることがある。なお、提出された工事費内訳書は、返戻しない。

８　入札の無効等

（１）条件付一般競争入札実施要領第22各項又は総合評価落札方式競争入札実施要領第18のいずれかに該当する入札は、無効とする。ただし、条件付一般競争入札実施要領第22第２項各号のいずれかに該当する入札は、低入札価格調査制度に基づく調査基準価格に満たない入札があった場合においては、失格基準価格の設定及び判定をするまでは有効とし、入札調書又は入札情報公開サービスによる入札結果には「無効（資格不適格）」と記載するものとする。

（２）落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

（３）契約締結後において、（１）又は（２）により入札が無効となることが明らかになった場合は、県の指示に従わなければならない。

９　入札結果等の公表

（１）対象工事の入札結果は、落札決定の日の翌日（休日を除く。）までに入札情報公開サービスに掲載するとともに、閲覧に供することにより公表するものとする。

（２）入札結果の公表までの間は、入札の経緯、結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

10　契約保証金

契約金額の10分の１以上の金額とする。ただし、調査基準価格に満たない価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の10分の３以上の金額とする。

11　主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者の配置

（１）主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者は、入札参加資格確認書類の提出期限の日において、入札公告に示す要件を満たし、本工事の契約工期の初日から契約工期の最終日又は最終完成検査の日のいずれか遅い日までの間、現場に配置することができる者でなければならない。
（２）主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者は、本工事の現場施工に着手する日において、入札公告に付した工事と他の工事の現場の技術者を兼ねることができる場合を除き、他の工事の現場に技術者として配置されていない者でなければならない。
（３）主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐及び専任補助者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも専任は要しない。
（４）主任技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令第27条第２項の規定に基づき、本工事と密接な関係のある他の工事との兼務を認める場合がある。
（５）主任技術者（監理技術者）は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、法第26条第３項ただし書及び第４項の規定に基づき、２つの工事において兼務を認める場合がある。
（６）監理技術者は、入札公告において本工事に専任で配置することを求めている場合であっても、建設業法施行令第29条の規定に基づき、２つの工事において兼務を認める場合がある。
（７）監理技術者補佐及び専任補助者は、同時に配置できない。

12　その他
（１）入札参加者は、総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書及び総合評価落札方式条件付一般競争入札心得を遵守しなければならない。
（２）落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、公正な入札が確保されていなかったことが判明した場合又は当該落札者が入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。この場合において、１（４）及び（６）中「落札決定の日まで」とあるのは「請負契約の締結まで」と読み替えるものとする。
（３）（２）の場合において、議会の議決を要する契約にあっては、仮契約を解除することがある。
（４）（２）又は（３）の場合において、共同企業体の一部の構成員が該当したときも、同様とする。
（５）入札参加申請書、確認書類等に虚偽の記載をした者に対しては、措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
（６）入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。
（７）入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
（８）工法等に係る技術提案の内容が一般的に使用される状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
（９）発注者が技術提案の採用を認めた場合であっても、提案内容に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
(10) 電子入札において、入札参加資格確認書類の提出に必要な電子ファイルの作成については、県営建設工事に係る電子入札実施要領及び同運用基準によるものとする。
(11) 総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書、総合評価落札方式条件付一般競争入札心得、電子入札実施要領・同運用基準については、ホームページにおいて閲覧することができる。

様式第１－３号

総合評価落札方式条件付一般競争入札（チャレンジ型）説明書

Ⅰ　一般的事項

１　入札参加資格

（１）登録格付

「登録格付」とは、県営建設工事競争入札参加資格者名簿において、当該業種及び格付に登録されている者であることを指すこと。

（２）営業所所在地

ア　「営業所所在地」とは、入札公告に示す地区に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく主たる営業所。以下「本社（本店）」という。）を有することを指すこと。

入札公告に示す地区の名称	区域（市町村）
盛岡広域振興局	盛岡市　八幡平市　滝沢市　雫石町　葛巻町　岩手町　紫波町　矢巾町
県南広域振興局（花巻地区）	花巻市　遠野市
県南広域振興局（北上地区）	北上市　西和賀町
県南広域振興局（本局）	奥州市　金ケ崎町
県南広域振興局（一関地区）	一関市　平泉町
沿岸広域振興局（大船渡地区）	大船渡市　陸前高田市　住田町
沿岸広域振興局（本局）	釜石市　大槌町
沿岸広域振興局（宮古地区）	宮古市　山田町　岩泉町　田野畑村
県北広域振興局（本局）	久慈市　普代村　洋野町　野田村
県北広域振興局（二戸地区）	二戸市　軽米町　九戸村　一戸町

イ　県外に本社（本店）を有する者にあっては、入札公告に示す地区又は本県以外の都道府県内に、入札参加に必要な業種に対応する建設業の許可を受けた法に基づく営業所を有することを指すこと。

※必要な建設業許可を受けた支店・従たる営業所で、建設工事の請負契約を締結することが可能である事務所をいう。

（３）施工実績等

ア　企業の施工実績及び技術者の施工経験（以下「施工実績等」という。）と認められるものは、工事が完成し、申請書の受付期限の日までに引渡しが完了しているものに限ること。

イ　施工実績等の確認は、入札参加資格に示した施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該工事の発注者の証明書等によるものは認めないこと。

ウ　施工実績等としての工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、登録内容確認書の写しをもって挙証資料に代えることができること。ただし、施工数量、構造、工法等の必要事項が確認できるものに限る。

エ　一体的な施設等として、連続した年度で別発注とされた建設工事にあっては、当該複数の契約工事の諸元数値をもって施工実績等とみなすことができること。ただし、当該複数の契約内容及び一体的な施設等の建設工事であることを確認できる書類を提出できるものに限ること。

オ　建築一式工事、電気設備工事及び管設備工事において１契約で複数の建物を施工した実績及び経験にあっては、主たる建物の構造及び延床面積をもって施工実績等とすること。

カ　元請の実績及び経験については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。ただし、ほ場整備工事については、国、地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が発注した建設工事の施工実績等に限り認めるものとすること。

キ　一次下請の実績及び経験については、入札参加資格に示した施工実績等要件の内容が明確に確認できるよう施工数量、構造、工法等の必要事項を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等）

を提出できるものに限ること。

ク　舗装工事及び法面工事の入札公告において、自社施工を条件としている場合には、入札参加資格確認書類に併せて別に定める自社施工体制届出書を提出すること。

ケ　設計額１億円以上の単体施工及び特定共同企業体（以下「ＪＶ」という。）施工の代表者における施工実績が、ＪＶ構成員（出資比率 20%以上に限る。）の施工実績である場合は、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する構成員の出資比率の割合を乗じて得られた数量を実績として認めるものとする。

〔ＪＶ構成員の施工実績＝ＪＶ施工数量×（構成員の出資比率／代表者の出資比率)〕

２　配置予定技術者

（１）入札公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これと同等以上の資格」とは、次の例によること。

ア　１級土木施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの

（ア）対象工事の建設業の種類が土木一式工事の場合

１級建設機械施工管理技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)）及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

（イ）対象工事の建設業の種類が鋼構造物工事の場合

１級建築施工管理技士、一級建築士、技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)）及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

（ウ）対象工事の建設業の種類が舗装工事の場合

１級建設機械施工管理技士、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)）の資格を有する者及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　１級建築施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの　一級建築士及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

ウ　１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの　技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)）及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

エ　１級管工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの　技術士（機械部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」とするものに限る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱・動力エネルギー機器」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)）及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

オ　１級電気通信工事施工管理技士と同等以上の資格と認められるもの　技術士（電気電子部門又は総合技術管理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。)）及びこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したもの

（２）配置予定技術者の施工経験

ア　配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。

イ　配置予定技術者の施工経験は、全工期従事した者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間従事しなかった者であっても、当該工事に従事した期間が契約工期の始期から終期までの日数（工事を全面的に一時中止している期間を除く。）の２分の１以上（工場製作と現場施工に異なる技術者の配置を認めている工事については、工場製作に従事した技術者は工場製作に要した日数の２分の１以上、現場施工に従事した技術者は現場施工に要した日数の２分の１以上とする。）である場合は認めるものとする。なお、一つの従事役職を途中交代により３名以上の技術者が従事し、従事期間がいずれも２分の１に満たない場合は、最も長い期間従事した技術者に対して、当該工事の施工経験を認めるものとする。

ウ　配置予定技術者に一定の資格要件（例：１級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時にお

ける当該資格の保有は要件としていないこと。

エ　会社の施工実績の要件と同等の工事経験を設定している場合、会社の施工実績とする工事と配置予定技術者の施工経験とする工事とは別の工事であってもよいこと。

（3）配置予定技術者は、現在どの工事にも専任で配置されていない者を原則とすること。ただし、入札公告の対象工事の現場施工に着手する日までに当該技術者が専任で配置されている工事が完成し、引渡しが完了する見通しにある場合はこの限りではないこと。

（4） 配置予定技術者については、他の工事（国、市町村等発注工事を含む。）と重複して申請することができること。

（5）配置予定技術者を重複して申請した場合において、他の工事を落札したことにより資格要件を満たす技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならない。

（6）他の工事を落札したことにより、資格要件を満たす技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日付け建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づき、指名停止等の措置を行うことがあること。

（7） 契約締結後は、配置技術者について、現場代理人等通知書を工事所管課等に提出すること。（別添フロー図参照）

（8）主任技術者（監理技術者）及び専任補助者は、病気、死亡、退職等合理的な理由があれば変更することができるが、変更する場合は、配置技術者調書(条件付一般競争入札実施要領様式第11号)及び挙証資料を添付のうえ、現場代理人等変更通知書を工事所管課等に提出すること。（別添フロー図参照）

なお、他の工事の受注者となったことをもって、入札公告対象工事の主任技術者（監理技術者）及び専任補助者の変更を行うことは認めないこと。

（9）法に定める経営業務の管理責任者及び営業所専任技術者を配置予定技術者とすることは、原則として認められないこと。

３　特定共同企業体

（1）ＪＶ名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。

（2）構成員名のつなぎ方は「・」を使用し、株式会社等の組織形態は略称とすること。
（株式会社→（株））例：○○建設（株）・（株）○○建設特定共同企業体）

（3）総合評価落札方式条件付一般競争入札参加申請後、ＪＶの代表者以外の構成員の一部について、入札参加資格が認められないものが含まれた場合は、次により再度入札参加資格の再申請を行うことができること。この場合において、再申請手続は、発注機関に再申請書類を持参して行うものとする。なお、総合評価技術提案書等の再提出は認めないものとする。

ア　再申請を行うことができる場合

（ア）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者が生じた場合

（イ）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行った者が含まれた場合

（ウ）措置基準に基づく指名停止措置を受けた者が含まれた場合

（エ）法第３条第１項の規定による許可が失効した場合又は法第28条第３項若しくは第５項に基づく営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者が含まれた場合

イ　再申請の手続

（ア）申請書締切日時以降にアに掲げる事由が発生した場合については、条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書により入札参加資格が認められない旨の通知が行われるが、当該通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、入札参加資格の再申請を行うことができる。ただし、アに掲げる事由以外の理由により入札参加資格が認められない旨の通知を受けているときは、この限りでない。

（イ）条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書により入札参加資格があると認められたＪＶについて、開札までの間にアに掲げる事由が発生した場合については、入札参加資格は取消されるが、当該取消通知書に定める日までの間に、アに掲げる事由を生じた者に代わる構成員を補充したうえで、入札参加資格の再申請を行うことができる。

（4）構成員を補充後のＪＶに係る資格審査等の時間が確保できないと認める場合等においては、当該ＪＶの入札参加資格を認めないことがある。

（5）（3）及び（4）の場合においては、ＪＶに対して入札参加資格確認結果を通知するものとする。

４　工事費内訳書

（1） 工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の様式は任意とし、記載内容は、会社名（ＪＶの場合はＪＶ名称）、工事名、作成年月日、発注者が指定した工事区分・工種・種別・細別等に対応する施工数量、単価及び金額とすること。

（2） 電子入札にあっては、内訳書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書（総括）（条件付一般競争入札実施要領様式第８号。以下「内訳書（総括）」という。）を入札書に添付して提出しなければならない。

（3） 所定の記載事項を充足する内訳書（総括）（ホームページ上で配付する専用のファイルをダウンロードし必要事項を記載したものに限る。）が添付されていない入札は、無効と取り扱うものであること。

（4）電子入札により内訳書（総括）を提出する場合、ファイル名称は「内訳書＋工事名＋入札者名」とすること（例：「内訳書　○○地区道路改良工事　○○建設」）。なお、機種依存文字（例：「㈱」「㈲」）は使用しないこと。また、工事名は短縮して使用しても構わないこと。

（5） 内訳書で積算した工事価格（消費税及び地方消費税を含まない。）を入札書に記載する場合は、両者の金額が一致していることとするが、千円未満の端数処理については、有効な入札として取り扱うこと。

（6）内訳書については、工事施工に係る実行予算が成り立っているかどうか確認するために提出を求めていることから、内訳書の作成に当たっては、数量・単価及び金額が判明する積算とすること。したがって、値引き等を行う場合にあっては、単価を値引き後の金額で記載して積算することとし、工種毎の合計額に対して値引き処理を行わないこと。

５　資本関係等のある者の参加制限

（1） 次のいずれかに該当する関係がある複数の者（組合（共同企業体を含む。ウにおいて同じ。）にあってはその構成員）は、同一工事の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

（ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア） 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

（ｄ） 会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ 会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ 組合の理事

ｅ その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（2）入札参加希望者が、（1）の制限を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、総合評価落札方式条件付一般競争入札心得に定める公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

6　契約成立要件

（1）落札者の決定後、この入札に付する工事に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

ア　法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から１年７月）を経過していないこと。

イ　法第28条第３項又は第５項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者でないこと。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ　岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　公告に定める要件を充足する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

カ　公告に定める要件を充足する施工実績を有すること。

キ　役員等（個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第５条第３号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第３条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（2）議会の議決を要する工事にあって、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に仮契約の相手方が（1）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合においては、仮契約を解除すること。

（3）落札者であるＪＶの構成員の一部について、（1）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合においても、（1）及び（2）と同じ取扱いとするものであること。

7　中間前金払と部分払

（1）請負代金額が300万円以上（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上）の工事については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、その選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

（2）中間前金払の請求

ア　中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過し、かつ、工程表により工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１（債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の２分の１）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

イ　契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前払金の支払を請求することはできない。

（3）部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に

係る契約にあっては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

８　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別紙により通知すること。

９　その他

（１）手続における交渉はないこと。

（２）提出された書類は返却しないこと。

（３）その他詳細は、総合評価落札方式条件付一般競争入札心得及び岩手県電子入札運用基準（平成 17 年１月 12 日付け総務第 839 号）によること。

Ⅱ　技術提案評価事項（チャレンジ型）

1　技術提案評価項目の種類

総合評価落札方式条件付一般競争入札（チャレンジ型）の技術提案評価項目の種類は次のとおりとする。

・　技術提案評価項目Ａ・・・企業の施工能力、配置予定技術者の要件、地域精通度等

2　技術評価点の算定方法

技術評価点の算定方法は次のとおりとする。

区　分		算　定　式
チャレンジ型	15 点	技術評価点＝技術提案評価項目Ａ（10 点）×1.5

3　技術提案評価項目の設定

（1）技術提案評価項目Ａ

工事内容により「チャレンジ型（土木系)」又は「チャレンジ型（土木系以外)」を適用する。

1）チャレンジ型（土木系）

評価項目			評価基準	評価点
企業の施工能力（2.6点）	ア　施工実績		同種又は類似工事の実績あり	1.0
			実績なし	0.0
	イ　経営品質の取組		２項目以上該当あり	0.8
			１項目該当あり	0.4
			該当なし	0.0
	ウ　資格取得の取組		下記の合計値	0.5
		① 技術者資格の取得	実績あり	0.3
			実績なし	0.0
		② 登録基幹技能者の認定	実績あり	0.2
			実績なし	0.0
	エ　建設キャリアアップシステムの取組		下記の合計値	0.3
		① 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用	活用あり	0.2
			活用なし	0.0
		② 建設キャリアアップシステム事業者登録	登録あり	0.1
			登録なし	0.0
配置予定技術者の要件（1.1点）	オ　配置予定技術者の資格と経験年数		一級相当資格あり（取得後５年以上）	0.5
			一級相当資格あり（取得後５年未満）	0.2
			経験なし	0.0
	カ　配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組		継続教育（当該団体推奨単位以上取得）の証明有り	0.3
			継続教育（当該団体推奨単位の２分の１以上取得）の証明有り	0.1
			上記以外の場合	0.0
	キ　若手技術者又は女性技術者の配置の有無		主任（監理）技術者への配置	0.3
			なし	0.0
地域精通度等	ク　地域内拠点の有無		工事箇所の市町村内に本社を有する	1.6
			工事箇所の振興局等管内に本社を有する	0.8
			上記以外の場合	0.0

地域精通度等（6.3点）	ケ　災害活動の実績等	下記の合計値	2.3
	① 災害活動の実績	災害活動の実績あり	1.3
		災害活動の実績なし	0.0
	② 災害協定の有無	協定締結あり	1.0
		協定締結なし	0.0
	コ　雇用対策の実績	あり	0.8
		なし	0.0
	サ　無償奉仕活動の実績	年３回以上の実績あり	0.3
		年３回以上の実績なし	0.0
	シ　維持修繕業務等の実績	元請として２業務以上の実績あり	1.3
		元請として１業務の実績あり	0.6
		一次下請としての実績あり	0.3
		実績なし	0.0
	評価点計（A）		10.0

2）チャレンジ型（土木系以外）

評価項目		評価基準	評価点
企業の施工能力（4.2点）	ア　施工実績	同種又は類似工事の実績あり	1.8
		実績なし	0.0
	イ　経営品質の取組	２項目以上該当あり	1.3
		１項目該当あり	0.6
		該当なし	0.0
	ウ　資格取得の取組	下記の合計値	0.8
	① 技術者資格の取得	実績あり	0.4
		実績なし	0.0
	② 登録基幹技能者の認定	実績あり	0.4
		実績なし	0.0
	エ　建設キャリアアップシステムの取組	下記の合計値	0.3
	① 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用	活用あり	0.2
		活用なし	0.0
	② 建設キャリアアップシステム事業者登録	登録あり	0.1
		登録なし	0.0
配置予定技術者の要件（1.9点）	オ　配置予定技術者の資格と経験年数	一級相当資格あり（取得後５年以上）	0.9
		一級相当資格あり（取得後５年未満）	0.4
		経験なし	0.0
	カ　配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組	継続教育（当該団体推奨単位以上取得）の証明有り	0.5
		継続教育（当該団体推奨単位の２分の１以上取得）の証明有り	0.2
		上記以外の場合	0.0
	キ　若手技術者又は女性技術者の配置の有無	主任（監理）技術者への配置	0.5
		なし	0.0
地域精通度等（3.9点）	ク　地域内拠点の有無	工事箇所の市町村内に本社を有する	2.6
		工事箇所の振興局等管内に本社を有する	1.3
		上記以外の場合	0.0
	ケ　雇用対策の実績	あり	1.3
		なし	0.0
	評価点計（A）		10.0

４　提案様式

（1）チャレンジ型（土木系）　　様式第２－１号
（2）チャレンジ型（土木系以外）　　様式第２－２号

様式第１－４号

総合評価落札方式条件付一般競争入札心得

１　趣旨

岩手県が発注する県営建設工事の請負契約に係る総合評価落札方式条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、設計書、図面、仕様書及び契約条項等（以下「設計図書等」という）並びにこの入札心得を熟覧のうえ入札しなければならない。

２　入札方法

（１）入札参加者は、入札書及び工事費内訳書（総括）（以下「入札書等」という。）を次のいずれかの方法により提出しなければならない。

ア　電子入札システムによる方法（以下「電子入札」という。）

イ　紙媒体による方法（以下「紙入札」という。）

（２）前項以外の方法により提出された入札書等は受理しない。

（３）入札書等は入札公告又は追加公告で指定した提出先に提出期限までに到達しなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。

（４）電子入札対象工事では、原則として紙入札は認めないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、紙入札による参加を入札担当課等の長があらかじめ承諾したときはこの限りでない。この場合において、開札から落札決定までの間、当該紙入札は、岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により取り扱うものとする。

ア　電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できないため、ＩＣカード再取得のための申請又は準備中の場合

イ　天災、広域・地域的停電、プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等が発生し、提出期限までに入札書を提出することができないと認められる場合

ウ　使用機器等の障害等により提出期限までに入札書を提出することができないと認められる場合

（５）前号ただし書に該当するときは、入札参加者は、入札担当課等の長に紙入札参加承諾願（県営建設工事に係る電子入札運用基準（平成 17 年１月 12 日付け総務第 839 号）様式第１号）を提出し、その承諾を得るものとする。

３　入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札等

（１）入札書は、電子入札にあっては電子入札システムにより提出するものとする。

（２）入札参加者は、紙入札において代理人に入札をさせるときは、その委任状を持参させなければならない。

（３）電子入札システムによらずに紙入札で入札書を提出する場合は、入札書には、次の事項を記載しなければならない。

ア　入札年月日

イ　頭書に「入札書」である旨記載
ウ　入札金額
エ　入札件名（工事名）
オ　宛名（本庁発注工事にあっては岩手県知事（出先機関発注工事にあっては、発注機関の長）とする。なお、氏名の記入は不要とする。記載例：岩手県知事　様、○○広域振興局長　様、○○事務所長　様など）
カ　入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名及び受任者氏名を記載したうえで、頭書に「代理人」と記載するものとする。）

（４）一度提出した入札書等の書替え、引換え、撤回又は不参加の申出は認めない。なお、紙入札において、提出前の入札書の記載事項の訂正は訂正印を押印することとするが、入札金額の訂正は認めない。

（５）入札書等は、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

（６）入札参加者は入札公告等により入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求められたときは、入札公告等又は発注機関の指示に従い、提出しなければならない。なお、提出された工事費内訳書は、返戻しない。

（７）入札参加者は、入札公告等により、価格以外の評価を行うため必要な総合評価技術資料（以下「総合評価技術資料」という。）の提出を求められたときは、入札公告等又は発注機関の指示に従い、提出しなければならない。この場合において、既に提出した総合評価技術資料の訂正、差替え及び再提出は認めないものとし、原則としてこれを返戻しない(高度技術提案型において、技術提案の改善(技術対話)を行う場合を除く。)。

５　入札の不参

（１）入札参加資格基本事項の確認の結果、資格を有すると認められた者は、入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札に参加しないことができる。この場合、事前に申し出る必要はないが、開札後に入札に参加しなかった理由について調査することがある。

（２）前号の規定により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

６　入札の延期、取りやめ等

（１）天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期し、中止し、又は取りやめることがある。

（２）入札参加者の質問等により設計図書等の表示誤りや不明確な表示などが判明した場合で、当該事由の判明時期が入札書等提出期限以前であるときは、訂正後の設計図書等をホームページ等により閲覧に付すとともに、入札書等提出期限、開札日等について延期することがある。この場合、変更後の入札書等提出期限、開札日等についてはホームページで示すものとする。

（３）発注機関の長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の適切な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがある。

（４）入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。また、この場合において既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることがある。

７　入札の無効等

（１）次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
ア　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
イ　紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札

ウ　紙入札において、入札書に記名押印をしていない入札又は工事費内訳書（総括）に記名押印をしていない入札
エ　紙入札において、金額を訂正した入札
オ　紙入札において、誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
カ　明らかに連合その他の不正な行為によると認められる入札
キ　同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札
ク　紙入札において、共同企業体にあっては、その構成員全員の記名押印をしていない入札（あらかじめ共同企業体の代表者に入札の権限に係る委任を行っている場合を除く。）
ケ　電子入札において、開札時まで有効なＩＣカードを有しない者のした入札
コ　電子入札において、入札書に工事費内訳書（総括）（条件付一般競争入札実施要領様式第８号）の添付がない入札
サ　電子入札において、入札担当課等の長の承諾を得ずに、又は指示によらずに紙入札をした入札
シ　同一案件において、電子入札と紙入札を二重にした入札
ス　電子入札において、入札参加者又は第三者によるかを問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
セ　一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
ソ　総合評価技術提案書を提出しなかった者又は技術提案の審査のための指示に応じない者のした入札
タ　総合評価技術提案書の申請内容に根拠がない場合等の入札
チ　その他入札に関する条件に違反した入札

（２）次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。ただし、低入札価格調査制度に基づく調査基準価格に満たない入札があった場合において、失格基準価格の設定及び判定をするまでは有効とし、入札期日以降落札決定までの間に無効となることが明らかになった場合は、入札調書又は入札情報公開サービスによる入札結果には「無効（資格不適格）」と記載するものとする。
ア　入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ　入札書と工事費内訳書の金額が一致しない入札（工事価格の端数処理について、千円未満の端数処理としているものを除く。）
ウ　入札書の提出後に、同一の技術者を重複して参加した他の工事の落札者となったことにより技術者を配置できなくなった入札
エ　提出期限内に入札参加資格確認書類を提出しない者のした入札又は入札参加資格の審査のための指示に応じない者のした入札

８　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがある。
（２）入札執行回数は１回とし、この限度内において落札者がいないときは入札を打ち切る。
（３）落札となるべき価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって入札した者が２人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて入札参加資格の審査を行う順位を決定し、事後審査後に落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。ただし、電子入札にあっては、電子入札システムに装備されている電子くじにより決定するものとする。

9　公正な入札の確保

（１）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（２）入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、入札意思又は技術提案についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び技術提案書の記載内容を定めなければならない。

（３）入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格及び技術提案書の記載内容を意図的に開示してはならない。

10　契約締結の留意事項

（１）落札者の決定後、請負契約書を作成し契約が確定するまでの間において、公正な入札が確保されていなかったことが判明した場合、若しくは当該落札者が総合評価落札方式条件付一般競争入札公告又は総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

（２）落札者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（様式第２号）

年　月　日

岩手県知事(公所長）様
(公告を行った者の職名を記載すること)

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

総合評価技術提案書

下記工事に係る総合評価技術提案書を提出します。
なお、様式記載事項及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　工事名　　工事
２　添付様式（各評価方式に応じて提出する様式を選択し、提出を要しない様式の表記は削除すること）
　チャレンジ型（土木系）　　：様式第２－１号
　チャレンジ型（土木系以外）　：様式第２－２号
３　提案資料　　全　　枚
　（技術提案書の右上に「通し番号」を付して提出すること）
４　本件責任・担当者職氏名・連絡先
（１）　本件責任者　職、氏名※
（２）　担当者　職、氏名、連絡先
　　電話番号、FAX、電子メールアドレス

※　紙入札において押印を省略する場合は、「４（１）　本件責任者　職、氏名」を記載すること。

（様式第２－１号）

チャレンジ型（土木系）

会社名：

企業の施工能力

ア　施工実績

※1 [　　] 点/1.0 点

（　　）同種工事の実績あり

（　　）類似工事の実績あり

（注）JV 非代表施工の場合は、工事概要欄に JV 構成員の施工実績算定式も記載のこと。

工事名	工事
コリンズ登録	有（登録番号　　）・無
最終請負額	円
発注者	
工期	年　月　日～　年　月　日
受注形態等	単体施工・ＪＶ施工（代表・非代表　％）
工事概要	

イ　経営品質の取組

※1 [　　] 点/0.8 点

（　　）①～⑤のうち２項目以上該当あり

（　　）①～⑤のうち１項目該当あり

①優良工事の受賞	受賞年度	年度	
	受賞工事名	工事	
	受賞区分	優良建設工事表彰・優良下請負企業表彰	
②ＩＳＯの認証取得又はいわて地球環境にやさしい事業所認定	ＩＳ０９００１	認証番号	
		認証期間	～
	ＩＳ０１４００１	認証番号	
		認証期間	～
	いわて地球環境にやさしい事業所	認定区分	三つ星・四つ星
		認定年月日	
③新分野進出等表彰制度（奨励企業を含む）の受賞	受賞年度	年度	
	分野		
④「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定	認定実績	（　　）えるぼし・プラチナえるぼし （　　）くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん （　　）いわて女性活躍認定企業等 （　　）いわて子育てにやさしい企業等	
⑤「ユースエール」の認定	認定実績	（　　）ユースエール	

ウ　資格取得の取組

※1 [　　] 点/0.5 点

※資格取得の取組は①と②の評価点を合計した点数とする。

① 技術者資格の取得

（　　）新規資格取得職員の実績あり

（　　）資格取得職員の雇用実績あり

資格名	
登録番号	
取得年月日	
雇用年月日	
対象職員氏名	

② 登録基幹技能者の認定

対象職員氏名		
登録基幹技能者	講習の種類	
	修了年月日	

エ　建設キャリアアップシステムの取組

※1 [　　] 点/0.3 点

※建設キャリアアップシステムの取組は①と②の評価点を合計した点数とする。

① 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用

（　　）活用する　・　（　　）活用しない

② 建設キャリアアップシステム事業者登録

事業者ＩＤ	

配置予定技術者の要件

■　配置予定技術者

※複数の技術者を申請する場合は、１人目は本様式の全項目を記載し、２人目以降は本様式の■配置予定技術者　オ、カ及びキのみ記載することとし、他の欄は空欄で構わない。

技術者氏名		生年月日	年月日
今回従事役職	主任技術者・監理技術者		
今回の発注業種に応じた資格・免許等	名称	取得年月日	登録番号

■　専任補助者（専任補助者を配置する場合にのみ記載）

※専任補助者を配置する場合、本様式のオ及びカは専任補助者の実績を記載すること。

専任補助者氏名		生年月日	年月日
今回の発注業種に応じた資格・免許等	名称	取得年月日	登録番号

オ　配置予定技術者の資格と経験年数

※1 [　　] 点/0.5点

（　）一級相当資格
取得後５年以上

（　）一級相当資格
取得後５年未満

（注）「■配置予定技術者」における、「今回の発注業種に応じた資格・免許等」の記載内容により確認します。ただし、専任補助者を配置した場合には、「■専任補助者」における、「今回の発注業種に応じた資格・免許等」の記載内容により確認します。

カ　配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組

※1 [　　] 点/0.3点

証明団体名	
取得単位数	
証明期間	年　月　日 ～　年　月　日

キ　若手技術者又は女性技術者の配置の有無

※1 [　　] 点/0.3点

技術者等	氏名	
	生年月日	
	満年齢	
	性別	

地域精通度等

ク　地域内拠点の有無

※1 [　　] 点/1.6点

本社の所在地	

ケ　災害活動の実績等

※1 [　　] 点/2.3点

※災害活動の実績等は①と②の評価点を合計した点数とする。

①　災害活動の実績

活動年度	
活動内容	（　）災害発生時における応急対応の実績（契約に基づく対価の支払いを受けていないもの。） （　）災害協定等の発注者の要請に基づき、業務委託等として発注された災害活動（訓練・応急工事は除く）の実績（契約に基づく対価の支払いを受けているもの。）
活動概要	

②　災害協定の有無

災害時における応急対策業務に関する協定	締結年月日	
	県との協定者名	
	協定概要	

地域精通度等

コ　雇用対策の実績

※1 [　　] 点/0.8点

障がい者の雇用（　A　・　B　） （注）A、B該当する方に○してください。	A:「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障がい者雇用を義務付けられている業者	雇用障がい者数	人
		建設業従事職員数	人
		除外率	%
		法定雇用率	%
		法定雇用人数	人
		不足人数	人
	B:A以外の業者	雇用障がい者数	人
県内居住者の雇用（学卒者の場合）	出身校		
	卒業年月日		
	雇用年月日		
	対象職員氏名		
	対象職員住所		
県内居住者の雇用（学卒者以外の場合）	雇用年月日		
	対象職員氏名		
	対象職員住所		

サ　無償奉仕活動の実績　※3

※1 [　　] 点/0.3点

年度区分	活動内容	活動時期	活動場所の市町村名
年度			

シ　維持修繕業務等の実績

※1 [　　] 点/1.3点

（　　）対象5年間で元請として2業務以上の実績あり

実績年度	年度
実績業務（工事）名	業務委託（工事）
履行場所	
発注者	
履行期間	年　月　日 ～　年　月　日
受注形態	元請　・　一次下請
業務（工事）内容	

（　　）対象5年間で元請として1業務の実績あり

実績年度	年度
実績業務（工事）名	業務委託（工事）
履行場所	
発注者	
履行期間	年　月　日 ～　年　月　日
受注形態	元請　・　一次下請
業務（工事）内容	

（　　）対象5年間で一次下請としての実績あり

※1　自己評価点記入欄：[　　] に入札参加者の自己評価点を記入してください。

※2　サ 無償奉仕活動で認定された評価点をお持ちの方（事前審査済みの方）は、活動内容の記載及び添付資料は不要です。

記載上の留意事項

1　当該様式の記載に係る留意事項等については、「総合評価落札方式競争入札（チャレンジ型）技術評価基準」及び「総合評価落札方式条件付一般競争入札（チャレンジ型）事務処理の手引き」を参照願います。

2　当該様式の記載内容に係る確認書類については、開札後に落札候補者等に対して提出を求めるので、入札参加申請時の添付は不要です。

3　ウ 資格取得の取組①及びコ 雇用対策の実績については、いずれかの実績があれば評価の対象となります。

（様式第２－２号）

チャレンジ型（土木系以外）

会社名：

企業の施工能力

ア　施工実績

※1 [　　] 点/1.8点

（　　）同種工事の実績あり

（　　）類似工事の実績あり

（注）JV非代表施工の場合は、工事概要欄にJV構成員の施工実績算定式も記載のこと。

工事名	工事
コリンズ登録	有（登録番号　　）・無
最終請負額	円
発注者	
工期	年　月　日～　年　月　日
受注形態等	単体施工・ＪＶ施工（代表・非代表　％）
工事概要	

イ　経営品質の取組

※1 [　　] 点/1.3点

（　　）①～⑤のうち２項目以上該当あり

（　　）①～⑤のうち１項目該当あり

①優良工事の受賞	受賞年度	年度
	受賞工事名	工事
	受賞区分	優良建設工事表彰・優良下請負企業表彰
②ＩＳＯの認証取得又はいわて地球環境にやさしい事業所認定	ＩＳ０９００１ 認証番号	
	ＩＳ０９００１ 認証期間	～
	ＩＳ０１４００１ 認証番号	
	ＩＳ０１４００１ 認証期間	～
	いわて地球環境にやさしい事業所 認定区分	三つ星・四つ星
	いわて地球環境にやさしい事業所 認定年月日	
③新分野進出等表彰制度（奨励企業を含む）の受賞	受賞年度	年度
	分野	
④「えるぼし・プラチナえるぼし」、「くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん」、「いわて女性活躍認定企業等」又は「いわて子育てにやさしい企業等」の認定	認定実績	（　　）えるぼし・プラチナえるぼし （　　）くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん （　　）いわて女性活躍認定企業等 （　　）いわて子育てにやさしい企業等
⑤「ユースエール」の認定	認定実績	（　　）ユースエール

ウ　資格取得の取組

※1 [　　] 点/0.8点

※資格取得の取組は①と②の評価点を合計した点数とする。

① 技術者資格の取得

（　　）新規資格取得職員の実績あり

（　　）資格取得職員の雇用実績あり

資格名	
登録番号	
取得年月日	
雇用年月日	
対象職員氏名	

② 登録基幹技能者の認定

対象職員氏名		
登録基幹技能者	講習の種類	
	修了年月日	

エ　建設キャリアアップシステムの取組

※1 [　　] 点/0.3点

※建設キャリアアップシステムの取組は①と②の評価点を合計した点数とする。

① 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用

（　　）活用する　・　（　　）活用しない

② 建設キャリアアップシステム事業者登録

事業者ＩＤ	

配置予定技術者の要件

■　配置予定技術者

※複数の技術者を申請する場合は、１人目は本様式の全項目を記載し、２人目以降は本様式の■配置予定技術者　オ、カ及びキのみ記載することとし、他の欄は空欄で構わない。

技術者氏名		生年月日	年月日
今回従事役職	主任技術者・監理技術者		
今回の発注業種に応じた資格・免許等	名称	取得年月日	登録番号

■　専任補助者（専任補助者を配置する場合にのみ記載）

※専任補助者を配置する場合、本様式のオ及びカは専任補助者の実績を記載すること。

専任補助者氏名		生年月日	年月日
今回の発注業種に応じた資格・免許等	名称	取得年月日	登録番号

オ　配置予定技術者の資格と経験年数

※1 [　　] 点/0.9点

（　）一級相当資格
　取得後５年以上

（　）一級相当資格
　取得後５年未満

（注）「■配置予定技術者」における、「今回の発注業種に応じた資格・免許等」の記載内容により確認します。ただし、専任補助者を配置した場合には、「■専任補助者」における、「今回の発注業種に応じた資格・免許等」の記載内容により確認します。

カ　配置予定技術者の継続教育(CPD)の取組

※1 [　　] 点/0.5点

証明団体名	
取得単位数	
証明期間	年　月　日 ～　年　月　日

キ　若手技術者又は女性技術者の配置の有無

※1 [　　] 点/0.5点

技術者等	氏名	
	生年月日	
	満年齢	
	性別	

地域精通度等

ク　地域内拠点の有無

※1 [　　] 点/2.6点

本社の所在地	

ケ　雇用対策の実績

※1 [　　] 点/1.3点

障がい者の雇用（Ａ・Ｂ） （注）Ａ、Ｂ該当する方に○してください。	A:「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障がい者雇用を義務付けられている業者	雇用障がい者数　人
		建設業従事職員数　人
		除外率　%
		法定雇用率　%
		法定雇用人数　人
		不足人数　人
	B:A以外の業者	雇用障がい者数　人

県内居住者の雇用（学卒者の場合）	出身校	
	卒業年月日	
	雇用年月日	
	対象職員氏名	
	対象職員住所	

県内居住者の雇用（学卒者以外の場合）	雇用年月日	
	対象職員氏名	
	対象職員住所	

※１　自己評価点記入欄：[　　] に入札参加者の自己評価点を記入してください。

記載上の留意事項

１　当該様式の記載に係る留意事項等については、「総合評価落札方式競争入札（チャレンジ型）技術評価基準」及び「総合評価落札方式条件付一般競争入札（チャレンジ型）事務処理の手引き」を参照願います。

２　当該様式の記載内容に係る確認書類については、開札後に落札候補者等に対して提出を求めるので、入札参加申請時の添付は不要です。

３　ウ 資格取得の取組①及びケ 雇用対策の実績については、いずれかの実績があれば評価の対象となります。